

「(仮称)高浜市自治基本条例(素案)」に対する意見と考え方について【案】

1. 意見提出期間 平成22年8月21日(土)～9月30日(木)
2. 意見提出状況 (1) 提出者数 7名 (直接3名・投函箱3名・Eメール1名)
(2) 意見件数 16件

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
1	第2条第2項	「行政」の用語の定義、「行政」とすべきところと「市長」とすべきところの整理。	<p>「首長」以外の執行機関については、個別の法律により、個別の目的を持って設置される機関であり、この条例において、「行政」のくくりの中に含めて、まちづくりに関するさまざまな制約を設けることは、その設置の趣旨に反する恐れがあるのではないかと。</p> <p>(第13条:公平委員会や固定資産評価審査委員会などは、審査内容を非公開とすべきものであり、多様な参画制度を設けることは、現実的に不可能。)</p> <p>第16条:市長以外の執行機関は、現実に地域内分権を推進する権限は無いのではないかと。</p> <p>その他、第21条、第22条も同様)</p>	<p><原案どおりとします></p> <p>法令の規定等により、必ずしも市民参画等がふさわしくない場合もあることは、ご指摘のとおりです。市民の想いをまちづくりに反映していくためには、参画機会の保障は重要ですが、自治基本条例制定後に例えば「参画・協働の基本指針」を検討し、適用基準等を検討していくことも考えられます。市民参画の手法は多様であり、対象となる事案によって適切で効果的な手法を用いていくことが大切だと考えています。</p> <p>第16条、第21条、第22条においても同様の考え方です。</p>

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
2	第2条・第6条	<p>第2条（1）、市民の定義を、「子どもを含めた市内に住む者、働く者又は学ぶ者～」にするなど、第6条より前に、子どもの規定をする。</p> <p>また、この件について、どの程度の議論がなされたのか教えてほしい。</p>	<p>第6条で、初めて条例中に「子ども」が登場するのは、突然すぎる。せつかく規定するのであれば、子ども市民憲章の前文の標記を尊重し、第2条（1）に子どもを市民として条文の中で明確に表記してはどうか。高浜市では、子どもを市民として尊重し、一緒にまちづくりを進めていく環境があることが明確になると素敵だと思う。</p>	<p><原案どおりとします></p> <p>第2条では、この条例で用いる言葉のうち共通認識を深めておきたい言葉について、定義を定めています。「子ども」については、第6条のみでの使用となっていることから定義の中には入れず、逐条解説の中で補います。</p> <p>高浜市の未来を描く市民会議の各種ワークショップの中で「子ども」に関する意見が多数を占めたこと、また、高浜市では「子ども市民憲章」の制定をはじめ、子どもを市民として尊重し、まちづくりを行うという実践を進めてきたことから、自治基本条例分科会では、「子どものまちづくりに参加する権利を条例の中に謳いたい」という意見が多く挙がり、条文に入れました。</p>

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
3	第6条	<p>「参加」を「参画」に修正。また、なぜ「参画」ではなく、「参加」なのか。本条例（素案）での「参加」及び「参画」の定義とその違い、分科会での意見を含めて、第6条を「参加」とした理由を教えてください。</p>	<p>本条例（素案）では、市民のまちづくりへの「参画」を規定しているにもかかわらず、第6条は「参画」ではなく、「参加」となっている。</p> <p>高浜市では、168人委員会子どもグループの取り組みとして、地域福祉計画の策定への参画、また、子ども市民憲章の策定、バコハの設置などにおいても、これまでに子どもの参画の実績がある。本条例（素案）では、権利を規定しようとしているわけだから、「参加」ではなく、「参画」とする方が本来ではないか。</p> <p>また、本条例（素案）の趣旨はあくまでも、権利の保障と考えている。子どもたちは、大人が考えているより、本来、力を持っている。もし子どもへの重荷になることを心配されるようであれば、それは、大人同様に、第5条第3項で不利益を受けないわけだから、参画する権利を「参加」にとどめる必要を感じないので、検討をお願いしたい。</p>	<p><原案どおりとします></p> <p>「参画」は第2条にあるとおり、「政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わること」をいいます。つまり、意思形成に加わることで、第7条「市民の役割と責務」にあるとおり、自らの発言に対して、責任ある行動が求められるようになります。</p> <p>一方、「参加」は、立案・実施・評価などの各段階のうち、部分的に関わることを意味します。まちづくりにあたっては、例えば子どもが自ら関わる事柄について意見を表明し、参加することができる機会を設けるなど、自分の将来や地域の問題について関心を高め、将来の高浜を担う市民の育成が大切だという観点から、「子どものまちづくりに参加する権利」を設けました。</p>

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
4	第5条 ・ 第6条	若者が活動できる場をつくってほしい。例えば、成人式実行委員会などを巻き込むなど、若者の意見を聞く体制を作ってほしい。など。また、まち協の中に、若者用のプレ〇〇委員会があるといいと思う。	高浜市には、高校卒業～20代前半(大学院卒程度)の若者たちが集まって活動を行う場がないと思う。日福大学高浜専門学校も無くなり、ますます尾の世代の活動の機会が減ると考えられる。大学がある地域では、大学と協力して、いろいろな活動がされている。青年団に入るまでの間の数年間「地域のために何か力になりたい。自分たちのまちをもっと良くしたい」と思っている若者がきつというはず。でも、それが出来る場所がない…。残念ながら現状のまち協では、世代のギャップが大きすぎる。例えば、成人式実行委員会などを巻き込んで、自由にパワフルな世代の意見を聞く体制は作れないものか。近隣市町などでは行われている。自分たち自身で魅力あるまちにし、地元離れを防いでくれると嬉しい。彼らにもっと地元のことを知ってほしいし、考えてほしい!	<ご意見として承ります> ご意見内容は、行政内部で情報共有するほか、各まちづくり協議会にも伝えます。
5	第7条	「4 市民は、現在ある市民参加の制度やルールのあり方を、社会的に決定していく責任があります。」 「5 市民は、これからの高浜市を生きる人々に、より良い環境を残す責任があります。」を追加。	参考 第4項：佐藤一子編「NPOの教育力」東京大学出版会、P.31 アマルティア・センの責任論より 第5項：鈴木浩「日本コンパクトシティ」学陽書房、P.213 「私たちはこの都市を、私たちが引き継いだ時よりも、損なうことなく、より偉大に、より良く、そしてより美しくして、次世代に残します」～古代ギリシャ・アテネ人が新たに市民になるときの誓約～	<原案のとおりとします> 第5条「市民の権利」と第7条「市民の役割・責務」は表裏一体の関係にあります。まずは、まちづくりに関心を持ち、環境美化や防災訓練といった地域活動に参加するなど、できることから取り組むという市民が増えていくことが大切であると考えています。

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
6	第7条		<p>第1項は努力義務、第2項は宣言？、第3項は法的義務ではないか。流れから、市民の義務責任で、どんどん縛られる感があり、その上、「楽しいまちづくりを～」と楽しさまで強要され、何とも身動きが取れない。市民は、市民力を高め、行政の組織となるのか。</p>	<p><原案どおりとします> 状況によっては、まちづくりに参画したいと思っていてもできない市民もいるだろうと考え、第5条第3項に「まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません」としました。 地方分権の推進により、全国画一型の地方自治から、地域の個性や実情にあった地方自治が求められるようになっており、議会や行政だけでまちづくりを考えるのではなく、市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくことが大切だと考えています。 まちづくりには「行政が担うもの」「地域（市民）と行政が協働で行うもの」などのほか、「地域でしかできないこと」もたくさんあります。そうした観点から、まずは、まちづくりに関心を持ち、環境美化や防災訓練といった地域活動に参加するなど、できることから取り組むという市民が増えていくことが大切であると考えています。</p>
7	第8条	<p>事業者は、自らも～行政と協力して、<u>地域を活性化させる</u>とともに、<u>地域の課題解決に向けた取組みに努めます。</u>（下線部を追加）</p>	<p>事業者こそが「まち」を活性化させる大きな担い手。個人やまち協で出来ることには限界がある。分別収集では、ゴミの山が宝の山に変えられるが、これこそ事業者のおかげ。「住み続けたい」まちづくりは、事業や事業者にもっと期待したい。</p>	<p><原案どおりとします> ご意見のとおり、まちづくりに関して事業者が果たす役割は大変重要です。逐条解説の中で触れたり、条例の普及活動などを通して、PRに努めていきます。</p>

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
8	第10条第2項	議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、 審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。 （取り消し線部を削除）	議員が、「審議能力・政策立案能力の向上を図る」のは当然。再選立候補議員については、選挙管理委員会から、任期中の活動内容をわかるように示してもらい、市民がチェックできるようにしてほしい。新しく立候補する議員についても、今まで何をやってきたかを示してもらいたい。	< > 議会で検討
9	第11条	市長は、 <u>市政の指針を示す</u> とともに、市民の信託にこたえ～（下線部を追加）	市長は、舵の取り方、方向性を示してほしい。市長の考え方は、常にわかるようにしてほしい。	<変更します> ご意見を踏まえ、「市政の基本方針を明らかにし」という文言を加えます。
10	第11条	「政治倫理の確立を図る」という責務の規定。	第10条第1項においては、議会は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、との規定があるが、第11条では、同じ市民の代表者である市長に、政治倫理の確立を図ると言う責務が規定されていない。二元代表制の元、こうした規定については、バランスを図ることも必要ではないか。（「公正かつ誠実」の部分で補っているのか？）	<原案どおりとします> 平成22年9月議会において「高浜市議会政治倫理条例」が制定されたことから、第10条第1項には「政治倫理の確立」という言葉を入れました。市長においては、ご指摘の趣旨は「公正かつ誠実に市政を運営します」の中に含んでいます。

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
11	第12条	職員は、～職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。 (取り消し線部を削除) 「市長を助けるとともに」を入れても良い。	「行う」の後の文言は、職員に職務としての研修を認めるもの。 「市長を助けるとともに」を入れれば、市長の補助機関となり、執行機関としての位置づけも示すべきではないか。	<原案どおりとします> 第12条の趣旨は、職員研修だけにとどまらず、地方分権時代にふさわしい自治体職員となるための各種自己研鑽を含むものです。 また「職員」は、市長部局の職員に限ったものではないことから、「市長を助けるとともに」という文言は入れません。
12	第11条 ・ 第12条	第3章第3節に、「市長」「職員」に加え、「他の執行機関」についても、役割と責務を規定する。または、節の名称を変更するか、逐条解説の中で補足説明をするなどの工夫が必要。	節名が「行政」となっているが、同様の第11条では「市長」の役割と責務について、第12条では、その補助機関たる「職員」の役割と責務について規定がされている。 第2条の定義規定において、「行政」とは、すべての執行機関を指すとしており、その定義は、節の名称にも及ぶものと考えられるため、首長とその補助機関である職員についてのみ、役割と責務を規定するのではなく、他の執行機関についても同様に役割と責務を規定する必要があるのでは、と考える。でなければ、節の名称を変更するか、逐条解説の中で補足説明をするなどの工夫が必要では。	<一部変更します> ご意見を踏まえ、逐条解説の説明を充実させます。
13	第17条	まち協の代表者を、住民により選出するべき。	地域内分権により、まち協は大きな権限を持つようになるが、その代表者については、住民による選出を示すべきではないか。	<ご意見として承ります> 第17条第3項に「まちづくり協議会について必要な事項は別に条例で定めます」とあり、ご意見の趣旨はまちづくり協議会に関する条例を検討する際の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	意見・提案	意見・提案の理由	考え方(案)
14	第17条	まち協、町内会、公民館など、同じような組織の統廃合。特に、公民館について廃止。	現在、私の居住する地域には、町内会・公民館・まちづくり協議会の3つの組織団体がある。今後、市のほうでまちづくり協議会に力を入れていく方針のように思えるので、同じような組織を統廃合してはどうか。役員についても重複し、役員の選出にも苦勞しているように思える。まちづくり協議会にしても、公民館にしても、町内会の応援がなければ行事が遂行できない。特に、公民館については廃止して、もっと効率的に行事が行えるような方法はないのだろうか。	<p><ご意見として承ります></p> <p>第17条第3項に「まちづくり協議会について必要な事項は別に条例で定めます」とあり、ご意見の趣旨はまちづくり協議会に関する条例を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
15	その他	財源に関する規定	高浜市のまちづくりの基本を定める最高規範との位置づけだが、全体を通してまちづくりの「財源」に関する規定が無い。解説部分では、多少触れているが、市民との協働によるまちづくりや地域内分権を推進するための担保として、財源に関する規定を明文化する必要があるのではないか。	<p><原案どおりとします></p> <p>協働によるまちづくりや地域内分権の推進についての財源の担保については、現在、「高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例」を定めています。</p> <p>第15条「協働の推進」、第16条「地域内分権の推進」、第19条「活動の育成と支援」等の条文を踏まえ、既存の制度等を全てチェックし、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>

16	その他	条例の制定は必要ない。	<p>①条例より法が優先するので、改めて条例化は必要ない。</p> <p>②まちづくり協議会は市長の市政放棄であり、今、首長のリーダーシップが問われているときに、血税の無駄遣いはしないでほしい。</p>	<p><原案どおりとします></p> <p>①地方分権の推進により、全国画一型の地方自治から、地域の個性や実情にあった地方自治が求められるようになっていきます。「自分たちのまちのことは自分たちで決める」という考えが浸透しつつありますが、国の定めた法律は、住民自治に関する制度・仕組みが非常に少ないという状況です。高浜市では、市民が主役の自治を育む、つまり市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくためには、住民自治に関する仕組み等をきちんと定めること（例：まちづくりの基本原則、参画機会の保障、住民投票、地域内分権の推進、まちづくり協議会 等）が大切だと考えました。</p> <p>また、市民・議会・行政がみんなで力を合わせてまちづくりを行っていくにあたり、高浜市の自治の基本的な仕組みをわかりやすく示し、共通理解する（共有する）という観点からも、自治基本条例制定の必要性は高いと考えています。</p> <p>②まちづくりには、「行政が担うもの」「地域（市民）と行政が協働で行うもの」などのほか、「地域でしかできないこと」もたくさんあります。地域の課題や長所は、地域によって様々です。行政がそうした課題等にどの地域も一律にあたるのではなく、地域が個性を活かして取り組むことができるようにする仕組みの一つが、まちづくり協議会です。</p>
----	-----	-------------	---	--